

する講演会、シンポジウム、座談会などの開催、各種啓発冊子の配布などの様々な啓発広報活動を実施している。また、毎年「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、12月4日から10日までの人権週間を中心に、啓発広報活動を実施している。このほか、小学生や中学生を対象とした以下の啓発活動を行った。

- ・主に小学生を対象とした啓発活動として、昭和57（1982）年から、「人権の花運動」を実施している。この運動は、子供が協力して花の種子などを育てることを通じ、優しさと思いやりの心を体得することなどを目的としたもので、平成25（2013）年度は、小学校を中心に3,845団体からの参加があった。あわせて、「いじめ」などについて考える機会を与えることによって、子供たちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得することなどを目的とした「人権教室」も開催しており、平成25年度は650,493人の参加があった。
- ・中学生を対象とした啓発活動として、昭和56（1981）年から、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。この事業は、中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的としている。平成26年度に開催された第34回大会には、7,083校から、過去最高の953,211編の作品の応募があった。

キ 国民運動としての「食育」の推進（内閣府）

内閣府は、毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に、各種広報媒体や行事などを通じた広報啓発活動を重点的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開し、地方自治体、関係団体などによる食育の促進を図っている。平成26（2014）年度の食育月間では、食を通じたコミュニケーション、バランスの取れた食事、望ましい生活リズム、食を大切にする気持ち及び食の安全の5つを重点事項として定めるとともに、全国規模の中核的な行事として、長野県などとの共催により「第9回食育推進全国大会」を開催し（平成26年6月）、約27,200人の来場を得た。平成27（2015）年度の食育月間では、墨田区などとの共催により、「第10回食育推進全国大会」を開催する予定である。また、若い世代の食生活の改善に尽力したボランティアを対象として「食育推進ボランティア表彰」を実施している。平成26年度は、11の優秀事例を内閣府特命担当大臣から表彰した。

(2) 子供や若者向けの情報提供（各府庁）

各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報が子供や若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう努めている。電子政府の総合窓口イーガブでは、「子供向けページ集」として、各府省のキッズページなどのリンク集を公開している²¹⁴。

第3節 国際的な連携・協力

1 国際機関等における取組への協力（内閣府、外務省）

我が国は、「児童の権利に関する条約」²¹⁵、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」のそれぞれの締約国となっている²¹⁶。締約国は、条約の実施状況や選択議

214 <http://www.e-gov.go.jp/link/kids/index.html>

215 18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効。我が国は平成6（1994）年に批准。

216 外務省児童の権利条約ページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求められている。我が国は、条約の第3回政府報告などを平成20（2008）年に行い、平成22（2010）年6月にそれに対する児童の権利委員会の最終見解が公表されている。政府では、この最終見解の趣旨を踏まえつつ、「児童の権利に関する条約」と2つの選択議定書の実施の確保に努めている。

また、我が国は、国際労働機関（ILO）で採択された「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号条約）」²¹⁷と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号条約）」²¹⁸の締約国となっている。政府では、これらの条約の実施を通じ、児童労働の廃止を達成するための国際的な取組に貢献している。

2 情報の収集・発信（外務省、厚生労働省）

国連の場において、我が国の子ども・若者育成支援に関する国内施策について、国際社会に向けた情報の発信を行っている。平成26（2014）年9月にオーストラリアで開催されたG20雇用労働大臣会合において、子育て支援、若年の就労支援などに関する我が国の政策について情報発信を行った。

第4節 施策の推進等

1 関係施策の実施状況の点検・評価（内閣府）

子ども・若者育成支援に関する施策を推進するとともに、実施状況について点検・評価を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下で子ども・若者育成支援推進点検・評価会議（以下「点検・評価会議」）という。）が開催された²¹⁹。

点検・評価会議では、平成27（2015）年度に想定される新たな大綱の検討に資することを目的とし、平成25（2013）年11月から、現在の子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」の総点検を開始した。関係府省からの資料提供・ヒアリングや構成員からのプレゼンテーションにより、現大綱の策定後の現在までの取組、進捗に係る評価、課題、今後の方向性などについて審議し、その成果として平成26（2014）年7月に「子ども・若者育成支援推進大綱の総点検」を取りまとめた²²⁰（第2-5-6図）。この報告書では、現大綱は一定の成果を挙げていると認められるとする一方、子ども・若者支援地域協議会の設置の更なる促進など取組の充実強化が必要な分野があることも指摘されている。

217 児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、就業が認められるための最低年齢などを定めるもの。昭和48（1973）年の第58回ILO総会で採択され、昭和51（1976）年に発効。我が国は平成12（2000）年に批准。

218 最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃に向けた即時かつ効果的な措置を取ることなどについて定めるもの。平成11（1999）年の第87回ILO総会で採択され、平成12年に発効。我が国は平成13（2001）年に批准。

219 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html>

220 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/pdf/soutenken.pdf>